

文化財の有無に関する照会からの開発事業着手までの流れ

開発協議

文化財の有無照会（電子申請、様式1号）
※対象地に文化財があるかどうかを確認します
鳥取市の文化財包蔵地図でも確認できます



文化財あり

開発内容をお聞きします

地下の遺跡に影響がない開発（倉庫、墓設置等） →①

地下の遺跡に影響が軽微な開発（個人住宅等） →①

地下の遺跡に影響がある開発※1 →②

文化財なし →④

- ① 文化財保護法第93（公的機関の場合は94）条に基づく申請

工事着手の60日前までに県知事へ申請

〔必要書類〕様式4号：第93条1項別記1、別記2、位置図、施工図〕

許可後 →④

- ② **試掘調査**を行います

費用は行政が負担します

〔必要書類〕様式2号：試掘調査依頼、様式3号：承諾書

範囲内の一区画を調査し文化財の有無を確認します

調査により文化財有 →③、文化財無 →④

- ③ **本発掘調査**を行います

開発内容により費用負担が異なります

営利事業（ゴルフ場、土砂採取、店舗等、公共工事） →開発者に協力をお願いします

個人住宅、農地改良等 →行政負担※2

調査契約 → 調査 → 終了 →④

- ④ **開発事業着手**

※1 大型基礎を持つ建物等。遺跡が浅い位置にある場合は個人住宅等でも対象となる場合あり

※2 基本的に翌年度の調査となります